

## 2 保育料について



新制度に移行する施設を利用する場合の保育料は、国が定める基準を上限に、坂東市が設定します。保育料は現在検討していますので、決まり次第お知らせします。

①幼稚園 「新制度に移行する幼稚園」と「現行制度のままの幼稚園」があります。

	新制度に移行する幼稚園	現行制度のままの幼稚園
認定証	1号認定【教育標準時間認定】が必要	必要なし
保育料	市民税所得割額に応じた負担額(応能負担)	各幼稚園が設定した金額

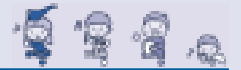
②認定こども園

	認定こども園(幼稚園部分)	認定こども園(保育所部分)
認定証	1号認定【教育標準時間認定】が必要	2号認定【3歳以上保育認定】または 3号認定【3歳未満保育認定】が必要
保育料	市民税所得割額に応じた負担額(応能負担)	

③保育所など

	保育所	地域型保育
認定証	2号認定【3歳以上保育認定】または 3号認定【3歳未満保育認定】が必要	3号認定【3歳未満保育認定】が必要
保育料	市民税所得割額に応じた負担額(応能負担)	

## 3 地域の子ども・子育て支援事業の充実を図ります



- 地域子育て支援拠点事業 ●一時預かり事業 ●放課後児童クラブ ●病後児保育
- 利用者支援事業など

### 平成27年4月入園の申込受付予定

- 申込書配布………10月20日(月)～ 岩井児童センター、猿島庁舎などにて配布予定
- 申込予定時期………11月17日(月)～21日(金)
  - 公立・私立保育所、認定こども園 ⇒ 子育て支援課へ
  - 公立幼稚園 ⇒ 直接各幼稚園もしくは学校教育課へ
  - ※私立幼稚園は、直接各幼稚園へお問い合わせください。
- 詳細は10月の広報紙(10月16日号)・ホームページなどでお知らせします。

- お問合せ
  - ◎保育所・認定こども園 子育て支援課 猿島庁舎 内線 2216
  - ◎幼稚園 学校教育課 猿島庁舎 内線 2278